

令和4年度 第3回定例理事会議事録

1. 招集年月日 令和4年10月25日（火）
2. 開催日時 令和4年11月18日（金）午後2時10分から
3. 開催場所 仙台市青葉区五橋一丁目4番30号
東北遊技機商業協同組合事務局会議室
4. 理事・監事の数及び出席理事・監事の数及び出席方法
理事の数 12名 内出席理事 10名
監事の数 2名 内出席監事 2名
5. 出席理事の氏名
高橋一則 桜井 真 田苗幸治 永山恵治 柏木信耶 児玉直樹
中嶋 環 杉本信夫 柳 成浩 高橋 聡
6. 出席監事の氏名
門田祐也 柳 成徳
7. 議長の氏名
理事長 高橋 一 則
8. 理事会の成立
理事12名中10名出席により成立（理事会規程第3条第2項（「理事現員数の過半数が出席」）
9. 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
該当なし
10. 議事の経過の要領及び議案別の議決の結果

第1号議案 経常利益（10月分）に関する件<報告事項>

1 検定書類、確認証紙の発給状況

10月末日現在

区 分	検 定 書 類			確 認 証 紙		
	検 定	認 定	計	検 定	認 定	計
当月受理件数	2,293	1,539	3,832	3,109	3,301	6,410
前年同月	3,020	665	3,685	4,580	924	5,504
増 減 率	-24.1%	131.4%	4.0%	-32.1%	257.3%	16.5%
年度累積	18,577	10,762	29,339	26,796	23,702	50,498
前年同期累積	22,380	4,913	27,293	32,506	9,347	41,853
増 減 率	-17.0%	119.1%	7.5%	-17.6%	153.6%	20.7%

2 経営状況

○ 10月単月の営業損益

a営業損益			
売上総利益	13,322,731		
		販売費及び一般管理費	9,213,644
			4,109,087
前年同月	12,780,127		10,194,851
差し引き	542,604		-981,207
増減率	4.2%		-9.6%
			58.9%
b営業外損益等			
営業外収益	697,200	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	0
		法人税、住民税、事業税	0
			697,200
当月純利益(a+b)	14,019,931	-	9,213,644
			4,806,287
			前年同月
			3,049,755
			差し引き
			1,756,532
			増減率
			57.6%

○ 10月末現在の当期純利益(累計)

a営業損益			
売上総利益	107,882,085		
		販売費及び一般管理費	80,090,753
			27,791,332
前年同月	101,526,711		74,457,559
差し引き	6,355,374		5,633,194
増減率	6.3%		7.6%
			2.7%
b営業外損益等			
営業外収益	13,149,048		0
	0	営業外費用	0
貸倒引当金戻入	0	特別損失	31,550,000
	0	法人税、住民税及び事業税	150
	0		0
			-18,401,102
当期純利益(a+b)	121,031,133	-	111,640,903
			9,390,230
			前年同月
			32,147,310
			差し引き
			-22,757,080
			増減率
			-70.8%

第2号議案 各種会議等開催結果に関する件<報告事項>

1 9月21日及び10月11日開催、全商協・2022年度第3回(zoom)及び第4回定例理事会結果

柏木常務理事から、次のとおり報告があった。

(1) 9月21日開催、全商協・2022年度第3回定例理事会(zoom)

ア いわゆる「越境」時の発給日数について(議題外上程)

中村会長から、本日の組織委員会において、「越境」時の書類発給日数が、10日に満たない地区遊商があることについて議論されたが、改めて、原則10日として統一したい旨の付議がなされ、審議の結果、10日として統一されることが了承され、詳細は、機械流通委員会で決めることとなった。

イ 第145回中古機流通協議会の報告について

次の「資料No.1」のとおり。

【資料No.1】

中古機流通協議会が9月5日に開催されましたので、ご報告いたします。

次に、パチンコと回胴式遊技機の点検確認受渡書を、現行機とスマート遊技機の両方で使用できる様式への改正について、回胴遊商が全商協の表記に統一することで承認されました。今後、回胴遊商と、施行日を検討していきます。また、「中古遊技機取扱業務実施要領」の第5条に事前点検として、「1～17番の項目について行う」とありますので、この表記もスマート遊技機の実態に沿ったものに修正を行う予定です。

参考資料として、パチンコの点検確認受渡書案の正・副を添付しております(本議事録において省略)ので、後程ご確認ください。

続いて、「中古遊技機に係る保証書作成業務に関する承諾書」について、全日遊連より、一部表記に意見が出ましたので、協議会終了後に、構成団体にて文書を再検討し、『何らの異議申立て及び損害賠償その他一切の請求をすることができないこと』から『製造業者の責めに帰すべき事由がない場合に限り、異議申立て及び損害賠償その他の請求をすることができないこと』へ表現が変更されました。変更した承諾書については、協議会構成団体にも確認が取れましたので、9月15日付け文書が発出され、同日付で各地区にも発出しております。

以上で報告を終わります。

ウ 各委員会及び各会議等からの報告について

(ア) 機械流通委員会に関する報告について

次の「資料No.2-1」のとおり。

【資料No.2-1】

機械流通委員会に関する報告資料 機械流通委員会を8月19日に開催したので、ご報告いたします。

最初に、中古機流通に関する各地区遊商で定める規約について、組合員を守るための登録申請制限として『原則として、資本金の額又は出資の総額が1億円を超え若しくは常時使用する従業員の数が100人を超える事業者及びその子会社並びにそれらの関連会社等』ではどうかと提案を行いました。

現時点で、既に適用若しくはこれから適用する地区は、東北遊商、東遊商、中部遊商、関西遊商、中国遊商となり、検討中の地区は北遊商、四国遊商、九州遊商になります。

なお、本日の理事会にて、中部遊商の規約の改正について、議題4にて協議を予定しております。中部遊商の規約が承認されれば、全ての地区の規約が改正されることとなりますので、よろしく願いいたします。

続いて、協議会の報告でも説明をした承諾書の運用について検討し、機械流通委員会では「組合員とホール店舗の間で中古申請の際、最初に1回限

りホール店舗と組合員間で承諾書を結び、その原本を相互に保管しあい、中古申請の際に都度承諾書を結び合う必要はない。また、中古申請の際に、保管している承諾書原本の写しは必要なく、問題があった場合には、組合員に原本の提出を求める」ことで、混乱をさけるため回胴遊商と同じ運用にすることを確認しました。

次に、認定機枠の中古機での再利用について、申請時に必要な書類や確認紙の貼付方法について検討し、委員会後に、実際に申請書類を扱う組合事務局の責任者に確認をしたところ、「認定機の移動報告書に関し、組合でどこまでチェックできるのか疑問である」、「中古遊技機確認書が廃止されると、撤去されているのか、設置中なのか分からない」等の意見が出たため、改めて委員会で検討したいと思います。

最後に、越境申請時の発給日数について、委員会としては現状を考えると全国で統一した方が、問題が起きないのではないかと意見が出ました。本件は引き続き検討を行っていきます。

以上で報告を終わります。

(イ) 社会貢献委員会に関する報告について

次の「資料 No. 2-2」のとおり。

【資料 No. 2-2】

社会貢献委員会に関する報告資料 社会貢献委員会からの報告をいたします。今年度も協賛したオレンジリボンのポスターについて、全商協賞の作品を組合員の皆様へ配布させていただきます。9月下旬から10月上旬にポスターが各地区遊商の事務局へ届く予定ですので、組合員の皆様へも掲示等の協力をお願い致します。

また、例年開催している市民集会在、東京の銀座ブロッサムとWEBの併用で11月27日に開催となります。昨年と同様に、会場への出席は、地元の東遊商の方々へご協力いただき、その他の地区の方につきましては、WEBでの参加へご協力をお願い致します。なお、新型コロナウイルスの感染状況により開催内容が変更となる場合がありますので、11月上旬を目途に、委員の方へご案内をお送りさせて頂く予定にしております。

以上で報告を終わります。

(ウ) 日工組とのスマパチの中古移動に関する打ち合わせの報告について

次の「資料 No. 2-3」のとおり。

【資料 No. 2-3】

日工組の営業業務委員会との、スマパチの中古移動に関する打ち合わせを8月25日に行ったので報告をします。

最初に、スマパチに対応した全商協システムの改修について、いつまで

に改修をしておけばいいか、日工組から要望があれば示していただきたいと
お願いをしました。その後、日工組から要望はあがっていません。

次に、日工組より、「コンプリート機能搭載機種、又は非搭載機種なのか、
その一覧を日工組から全商協に提供可能かどうか、日工組内で検討した結果、
各メーカーに負担がかかるとの意見があがったため、一覧の提供は難しいと
の判断に至った。そのため、取扱説明書に『コンプリート機能 搭載機種』
を表記することで各メーカーの了解が得られている。日電協も取扱説明書に
表記する事で調整している」と説明がありました。

最後に、関理事より、中古移動の際、奈良県遊協で手数料が徴収される
件について報告があり「すでに奈良県遊協の総会ではホール組合員にも伝わ
っている。これに伴い、8月29日に小西理事長と回胴遊商の近畿支部長が
奈良県遊協を訪れ、何らかの回答をもらう予定である」と進捗報告がありま
した。

報告は以上となります。

(エ) 日遊協・第3回定例理事会の報告について

次の「資料No.2-4」のとおり。

【資料No.2-4】

9月15日に日遊協の定例理事会が開催されましたので、主な点を報告い
たします。

審議事項としては「新規入会会員の承認に関する件」について審議が行
われ、正会員として「㈱キング観光」1社より申し込みがあり、異議無く承
認されました。

次に、政治活動について報告があり、今後の政治活動における木村義雄
先生の挨拶周りについては、10月10日より開始する見込みであり、政治的
中立の各県遊協等にもアクションを起こせるように文書を考案中である等
の報告がありました。また、西村会長からは「各地で自民党職域支部の設立
準備が行われているが、今後、全遊政連の支部設立も検討予定である。職域
支部は自民党に限られるため、全遊政連の支部を設立することで、異なる
政党も応援できる体制が良いのではとの意見が出ており、今後、21世紀会
等で協議する予定である」等の報告がありました。

次に加盟団体会議の審議状況について報告があり、その中で、団体会員
の加盟推進について、西村会長より「あくまでも、私、個人的な希望や強
い思いは一切ないということをご理解いただき、加盟団体の皆様や理事の皆
様にも、日遊協のあるべき姿に進んでいくということをご理解いただきなが
ら、協力をお願いしたい」と発言がありました。

最後に支部活性化会議の審議状況について報告があり、その中で、自己

申告・家族申告プログラムの導入促進について、事務局より説明があり「自己申告プログラムの導入率は、日遊協会企業で100%となり、業界全体では70%の導入率となっている。また、家族申告プログラムの導入率は、日遊協会企業で96%、業界全体では64%となっている。そのため、支部活性化会議にて、家族申告プログラムの導入率に関して、日遊協会企業を100%とすることを確認した」と報告がございました。

以上で報告を終わります。

エ 7月、8月の会計報告について

7月の確認証紙発給枚数は、中古用が42,830枚、認定用が50,703枚で、合計93,533枚、7月の収益合計は、29,392千円で、費用合計が8,076千円、差し引き収支額は21,316千円(黒)であったこと、8月の確認証紙発給枚数は、中古用が37,974枚、認定用が36,232枚で、合計74,206枚、8月の収益合計は、23,651千円で、費用合計が16,300千円、差し引き収支額は7,351千円(黒)であったこと、累積収支額は30,931千円(黒)となっていることが事務局から報告された。

オ 中古遊技機流通健全化に関する地区遊商規約の一部改正の件について

中部遊商のみ未提出の見出し規約の改正案について、今後、全商協事務局及び顧問弁護士の確認等を受けることが説明された。

なお、規約に関する北遊商からの意見書が提出され、これに関し、畠山副会長より次のとおり説明があった。

「北遊商の顧問弁護士からの一部指摘で、今回、各地区遊商で検討している規約について、中古流通の登録制限に対して人数制限や、資本金制限を制定することは、問題無いとの回答をいただいている。その中で、各地区遊商での協同組合という定義から考えた際に、メーカーや一部販社の中で、人数と資本金を超える組合員が見受けられる。これに対して、中央会への登録は皆さんもしていると思うが、本来それを超える大手に関しては、公正取引委員会に対する届出義務があるとの指摘があった。」

これに関し、中村会長から、届出をした地区遊商と、届出をしていない地区遊商があると指摘を受ける可能性もあることから、確認の上、届出を行う必要があった場合には、8地区遊商一緒のタイミングで行いたい旨の総括があり、各地区遊商において確認しておくこととなった。

カ 当面の諸問題について

中村会長から、令和5年度、全商協総会日程について、令和5年6月12日(月)に、当ホテルで開催する予定であることが説明された。

(2) 10月11日開催、全商協・2022年度 第4回定例理事会

ア 各委員会からの報告について

(7) 機械流通委員会に関する報告について

佐々木専務理事から、「最初に、QRシステムに関して、中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書をスマートパチンコに対応した形式に改修予定である。事務局からナツメアタリ㈱に確認したところ、費用としては5万円(税)、改修期間は1週間程度になる。なお、改修の開始時期は未定であるため、今後検討していく。

次に、改正した「中古遊技機流通健全化に関する全国遊技機商業協同組合連合会規約」に則った、来期の研修会の方針について、10月3日に機械流通委員会の運営部にて打ち合わせを行った。今後の流れとしては、機械流通委員会を開催し、方針等の意見をまとめた上で、改めて組織委員会及び理事会へ上程する予定としている。9月27日と28日に遊技機取扱指導員養成研修会を実施したが、今後、全商協としてどういった形で来期の各地区遊商の研修会を行っていくか、その擦り合わせを行いたいと考えている」との報告があった。

(イ) 社会貢献委員会に関する報告について

八坂理事から、「前回の理事会で報告をした、オレンジリボン運動の市民集会について、集会への参加方法を担当役員の高橋副会長と検討した。

その結果、今年度においても前年度に引き続き、市民集会については、会場からの参加は、開催地の地元の地区遊商の方々へご協力いただき、その他の地区遊商は会場へお集まりいただくこと無く、Webによる参加を推奨し、会場までの交通費等の出張費用をオレンジリボングッズ購入へ振替えていただくことで、オレンジリボン運動への支援をお願いしたいと考えている。

本日の理事会終了後に社会貢献委員会の各委員へ、上記内容でのオレンジリボン運動への支援に関する文書をお送りし、11月27日の市民集会へ向けた協力をお願いする予定である」との報告があった。

イ 9月の会計報告について

事務局から、9月は収益合計が2,316万9,000円、費用合計が1,117万1,000円となり、差引利益が1,199万8,000円となった。確認証紙の発給は、中古用が4万9,476枚、認定用が2万3,113枚で合計7万2,589枚となる。2022年9月を終えて、2022年度の実績合計は、差引利益が4,293万円となっていることが報告された。

中村会長から、予算には上がっていないが、日工組からスマパチとスマスロのフェアを今期中に開催したいとお話があった。今が一般ユーザーを取り込めるチャンスということで、日工組と日電協でフェアを考えているとのことである。これに伴い、全商協と回胴遊商にも是非ご協力をお願いしたいと、日工組の榎本理事長からお電話があった。先程の組織委員会でも若干ご説明はしたが、

現時点で、いつどこでいくらかけて何を行うのか、具体的な話はきていない。今後、具体的なお話が来た場合には、改めて皆さんにもご報告したいと思う。榎本理事長からは、全商協もとても苦しい状況ではあるが、お客さんを増やすために日工組は13億円をかけて行うので、是非、全商協もご協力を賜りたいとご連絡をいただいた。相当な気合を入れて行う予定とのことで、詳細が分かり次第、改めて皆様にもご報告する、との補足があった。

ウ 当面の諸問題について

(ア) 日工組とのスマートパチンコの中古移動に関する打ち合わせについて

佐々木専務理事から、最初に、スマパチに関連した全商協システムの現状として、中古ぱちんこ遊技機等点検確認受渡書の改正作業を進めており、また、製造番号の頭に『M』が付加される件は対応済みである。なお、機種名の頭に『e』が付加される件は、システムに影響がないか調査中であることを報告した。日工組からは、全商協システムに対する要件をまとめているので、要件がまとまり次第、全商協に相談したいとのことである。

次に日工組より、スマスロの発売が11月21日に迫っている中で、販社で困っていることはないかと質問があったため、次のような事例を回答した。

全商協より「ホールから承諾書に関して、営業中にコンプリート機能を解除した際の罰則はあるのか。また、承諾書の内容が守られているのか、誰がどのようにチェックするのか」という問い合わせを受けた。

その他に販社としては、事前点検時に電源を入れ、通電状態での確認ができないため事前に遊技機の故障を発見できない。パチンコはスロットより部品が多いので、瑕疵担保責任の点で不安である。そのため、ホールに対し、事前に点検できない項目があることを説明したいと発言をした。

以上の件について日工組より、事前点検時の通電状態での確認は、ランプやスピーカ等の確認できる項目があるため整理させていただくと回答があった。

続いて、全商協より、コンプリート機能の動作について確認したところ、製造業者団体からホール団体に発出した文書を、会議終了後に受領した。本文書は、打ち合わせの前に全商協執行部間で情報共有を行っていた文書となる。

最後に日工組より、コンプリート機能搭載機の場合、取扱説明書の表紙の右上に【コンプリート機能搭載機】と記載することを製造業者に通知したと報告があった。また、日電協は同様の通知を8月末に行っているとのことである、と報告があった。

(イ) 登録資格審査委員会の報告について

中村会長から、今回、新規登録申請業者は無かった。

次に更新登録申請業者について、全商協関係15業者、回胴遊商関係12業者、日工組関係1業者、日電協関係1業者より申請があり、販売実績を達成してい

る業者は、全委員異議なく承認された。なお、全商協関係 2 業者が販売実績 300 台に未達であったが、理由書の提出により、1 年間の条件付更新が認められた。

また、昨年 10 月の登録資格審査委員会で、販売実績 300 台の未達により、1 年間の条件付更新であった全商協関係 1 業者より、販売実績を達成した旨の申請書が提出されたため、本来の有効期限に遡り、そこから 3 年の更新となることが確認された。

(ウ) その他

a 全商協の忘年会について

中村会長から、全商協の忘年会について、12 月 13 日(火)にヒルトン東京お台場で開催したい。また、忘年会の前に、組織委員会 15 時 30 分から、理事会を 16 時 30 分から開催できるように会場を手配しているので、理事の皆様におかれてもご承知置きをお願いする。なお、宿泊は各自で手配いただき、ヒルトン東京お台場に宿泊を希望される方は、事務局に連絡をお願いする、との説明があった。

b 日工組と全商協との連絡会議及び合同役員新年会について

中村会長から、例年 1 月に開催していた、日工組と全商協との連絡会議及び合同 6 役員新年会について、来年 1 月 30 日(月)にヒルトン東京お台場で開催することで調整している。日工組より開催についての確認の連絡があり、是非お願いしますと回答し、調整の上、連絡をいただくことになっている。

全商協の出席者対象者は、連絡会議が会長並びに副会長と専務理事の 9 名、合同新年会は全ての理事の皆様と監事 2 名の 22 名が出席の対象となるので、ご承知置きをお願いする。

なお、各理事で連絡会議にて直接お話を聞きたい内容等があれば、事前に執行部の皆様へお伝えいただき、理事に代わってお聞きしたいと思う。

c パチンコ・パチスロ産業賀詞交歓会について

中村会長から、全日遊連より、来年のパチンコ・パチスロ産業賀詞交歓会は、1 月 31 日(火)に新橋の第一ホテル東京にて、立食スタイルで、例年の出席人数の半分での開催になると連絡があった。全商協は例年、役員 20 名にて出席をしていたが、出席人数が半分に制限される予定であるため、その際には改めて皆様と相談して決めたいと思う、との報告があった。

2 11 月 4 日開催、全商協・2022 年度第 4 回機械流通委員会(zoom)

柳機械流通委員会副委員長から、次のとおり報告があった。

第 1 号議案 認定機枠の中古機での再利用時における添付書類等に関する件

第 3 回機械流通委員会において協議を行った、認定機枠の中古遊技機での再

利用の際の運用方法について、各地区遊商の事務局担当者に質問・意見等を伺った。質問・意見等の詳細を確認し、事務局における取り扱いの取り決め事項として、下表のとおりとすることが了承された。

なお、運用方法については組織委員会・理事会より了承をいただいているので、下表の取り決め事項について組織委員へ報告の後、運用開始日を決めていただき、各委員へ文書発出日を伝えた後に発出する。

また、剥離した証紙は、主任者が会社へ持ち帰り「責任をもって廃棄」することを改めて確認された。

《各地区遊商からの質問・意見等》

1. 必要書類について

1	Q 売買確認書及び移動同意書についても、必要に応じて添付は勿論するという認識でよいか。 A 良い。	中国
2	Q 認定を受けた際の外れ元の認定通知書は必要でしょうか。 A 認定通知書または移動報告書とし番号に不備である場合は不可とする。 ・初回の外れ元の認定通知書とする。 ・同一県内で移動した遊技機の場合は移動報告書とする。 ・枠の売買物件は、最終設置営業所の認定通知書または移動報告書とし、番号に不備である場合は不可とする。	中国
3	Q 「中古遊技機取扱業務実施要領」に『第4条 管理者は、中古機の移動等をする場合は、当該中古機が正常であること等を確認し、中古遊技機確認書（別記様式第2号）を作成した上で、取扱主任者又は取扱管理者を経由して、これを地区遊商又は回胴遊商に提出しなければならない。』とあります。 確かに、中古遊技機確認書に「上記の遊技機は全て認定申請手続きをしていない検定機であることを確認した」とありますが、新しい中古遊技機として申請することになるので、確認書は必要ではないでしょうか。 A 中古遊技機確認書を添付すること。	全商協

2. 組合での書類確認について

◎ 撤去遊技機明細書関連の質問

1	Q 「撤去」されているのか「設置中」なのかの判断は、撤去遊技機明細書(副)の写しが添付されているか否かの判断でよいでしょうか。 A 良い。	東北
2	Q 撤去された認定機枠を使用する場合の撤去遊技機明細書(副)の写しですが、書類申請時に入っていた場合と入っていない場合の確認方法がありません。枠の中古遊技機確認書の提出が無い為、QRデータ送信で確認ということになるのでしょうか。 A 上記1と同様とする。	東日本

◎ 認定遊技機移動報告書関連の質問・意見

1	Q 「移動報告書」が添付されていた場合、申請される度に、どこのホールに移動されているか確認する必要があるのでしょうか。 A 添付資料とする。	東北
2	Q 認定機が移動している枠を使用して、中古移動をする場合、機歴システムの「中古機移動入力」で入力をしますが、中古移動入力には認定申請で発給したデータまでのデータとなっています。認定遊技機移動報告書のデータは「認定機移動入力」で行う為、中古の申請書類を機歴入力時に設置元が違いますとエラーが出ます。エラーはOKで進めることは出来ますが、「認定機移動入力」で認定機の移動入力を行っているかの確認は必要でしょうか。 A 設置元が違いますとエラーが出た際は、不備扱いとする。	九州
3	Q (意見) 認定遊技機移動報告書の提出があった際、提出状況の確認に時間を要する。(機歴管理システム上で認定遊技機移動報告書の提出を確認する) A 移動報告されているので良い。	東日本
4	Q 認定遊技機移動報告書を事前に報告しないで、書類提出時に添付された場合は、どのように対応しますか。 A 重複しているので割愛する。	東日本
5	Q 組合員(販社)の申請書類を信用して受付するという認識でよいでしょうか。 A 添付されている書類なので良い。	東北

3. 運用方法について

1	Q 認定機枠を中古機で再利用できるならば、認定機枠を認定申請への再利用は、可能でしょうか。 A 良い。 Q 認定機を撤去する際に、客室内で枠を別な遊技盤と組み合わせをする。 A 不可とする。	東日本
2	Q 認定機が移動していない場合で、「認定通知書の写し」を紛失した際は、移動不可になりますか。 A 添付資料が無いと担保がとれないので不可とする。	東日本

第2号議案 来期の各地区遊商での技能研修に関する件

来季に向けて、全商協で統一した技能研修資料を作成すべきではないかとの意見があり、教育センターへ資料を提供いただけるか検討する。

また、第三者機関から東遊商が作成した裏表の資料が良いと伺った。

来季に向け、地区ごとの意見をまとめておいていただきたい。

第3号議案 コンプリート機能搭載機に関する件

コンプリート機能搭載機について、「中古遊技機に係る保証書作成業務に関する承諾書」は、組合員とホール店舗の間で中古申請の際、最初に1回限りホール店舗と組合員間で承諾書を結び、その原本を相互に保管しあい、中古申請の際に都度承諾書を結び合う必要はない。また、中古申請の際に、保管している承諾書原本の写しは必要なく、問題があった場合には、組合員に原本の提出を求めると

いう考えである。

第4号議案 その他

11月29日(火)16時30分から日工組で、全商協機械流通委員へ対して「実機を用いてスマートパチンコの点検項目の説明」を受け、終了後委員会・忘年会を開催する。

全商協において、スマートパチンコの統一した点検マニュアル作成を検討する。

3 9月26日及び10月27日開催、令和4年度東北遊商・第6回及び第7回機械流通委員会結果(各回 zoom)

柳機械流通委員会副委員長から、各委員会結果の報告があった。

(ホームページ掲載につき省略。)

4 9月30日開催、令和4年度東北遊商・第2回社会貢献委員会結果

杉本社会貢献委員会委員長から、委員会結果の報告があった。

(ホームページ掲載につき省略。)

第3号議案 令和5年度通常総会開催日程等に関する件<審議事項>

事務局から、令和5年度通常総会の開催日程については、会場の関係で、令和5年5月26日(金)となること、場所については、現在、ホテルモントレ仙台及びホテルニュー水戸屋を仮予約していること、役員改選の年であることから、通常総会までの各種日程案が呈示され、審議した結果、日程は、事務局案とすること、場所については、諸情勢を勘案し、令和5年1月中を目途に決定することとなった。

第4号議案 その他

1 フェイム誌・年賀広告の掲載について<審議事項>

フェイム誌代表友道氏から、フェイム1月号への季節(新年)広告企画案の説明があり、審議した結果、名刺広告(各役員)4コマ50,000円(税別)及び暑中見舞い広告(全組合員、カラー2頁)820,000円(税別)の掲載依頼が了承されたほか、新年広告の掲載レイアウトとして、A案の絵柄を採用することとした。

2 組合事務局の年末年始休業日程について<審議事項>

事務局から、組合事務局の年末年始休業について、全商協及びメーカーの休業の状況等を踏まえ、令和4年12月29日(木)から翌5年1月4日(水)までとする日程案が上程され、審議の結果、上程案のとおりとなった。

3 事務局職員の冬期賞与について<審議事項>

冬期賞与の基本を一応の基準として支給率評価を行うこととし、支給日は、12月9日(金)とすることが了承された。

4 次回理事会の開催日について<審議事項>

令和5年1月20日(金)午後2時からの予定とする。

以上をもって、午後4時40分終了した。